

新日本造機ホール ご使用のしおり



公益財団法人 呉市文化振興財団
新日本造機ホール【呉市民ホール（くれ絆ホール）】
〒737-8501 広島県呉市中央4丁目1番6号呉市役所庁舎内
TEL 0823-25-0306

【目次】

I 施設の使用について・・・・・・・・・・・・・・・・ p 1

II 施設を使用するにあたってのお願い等・・・・ p 3

III 催物開催までの準備について・・・・・・・・ p 6

I 施設の使用について

1 使用時間

- (1) 8時30分から22時まで、1時間単位での使用となります。
- (2) 「搬入・準備」及び「片付け・搬出」等の作業時間を含みますので、必ず時間内に終了するよう計画してください。やむを得ず使用時間を超過する場合は、速やかに許可を受け、その部分にかかる利用料金をお支払ください。

2 連続使用日数

3日間まで使用できます。

3 使用許可及び利用料金

- (1) 「使用申請書」及び「使用日時等確認票」を審査のうえ、「使用許可書」を郵送しています。利用料金は遅くとも、使用日の2か月前までに全額納入してください。期日までに納入がない場合は、使用許可を取り消します。
- (2) 入場料徴収の有無及び金額でホールの利用料金は異なります。
- (3) 可動席を除く附属設備・器具使用料及び冷暖房費は、ご利用当日の事業終了後に事務室で納入してください。なお、現金での取扱いとなります。

4 使用の不許可・取消し

- (1) 次の場合は、施設使用の許可ができません。
 - ① 公益を害するおそれがあると認められるとき
 - ② 施設等を滅失し、又は損傷するおそれがあると認められるとき
 - ③ 集团的又は常習的に、暴力的不法行為を行なうおそれがある組織の利益になると認められるとき
 - ④ その他管理運営上支障があるとき
- (2) 次の場合は許可を取り消し、使用を停止することがあります。
 - ① 呉市民ホール条例及び施行規則等に違反したとき
 - ② 許可ができない事由に該当することとなったとき
 - ③ 偽りその他不正の手段により使用の承諾を受けた事実が明らかになったとき
 - ④ 呉市文化振興財団の指示に従わず、又は許可された目的以外に使用したとき
 - ⑤ 使用の許可の条件に違反したとき
- (3) ホールを災害対策その他公益のために緊急に使用する必要があるときは、これに要する期間に係る使用許可を取り消します。

5 使用のキャンセル

申込みのあと、使用を取りやめる場合は所定の「使用許可取消届書及び利用料金等返還申請書」を提出してください。

なお、次の場合に該当するときは、次に掲げる額を返還いたします。

- ① 使用日の30日前までに使用許可の取消しを申し出た場合
 - ・・・既納利用料金の5割
- ② 災害その他の使用者の責めに帰さない理由により、新日本造機ホールを使用することができなくなった場合
 - ・・・既納利用料金の全額

6 利用料金の減免について

呉市、呉市教育委員会が後援する場合は次のとおり減免をいたしますので、「後援名義使用承認通知書」の写しを付け、減免申請書を提出してください（リハーサル等を含む）。

なお、冷暖房費、附属設備及び器具の利用料金（エアキャスターチェア（1階客席部分）及びロールバックチェア（2階客席部分）を除く）については減免をいたしません。

- ① 入場料が無料のとき・・・3割
- ② 入場料を徴収するとき・・・1割

※減免額に10円未満の端数がある場合は端数を切り捨てた額とします。

7 ホワイエの使用について

- (1) ホールを使用する場合に限り、国際ソロプチミスト呉広場（シビックモール）の一部をホワイエとして使用することができます。使用する場合はホール申請時、若しくは舞台使用打合せ時にお申し出ください。
- (2) 使用の準備、片付けは使用者で行ってください（ベルトパーティションや机、イスの移動、チケットもぎり台の設置等）。
- (3) ホワイエで物品の販売もできます。ただし、事前に届出をしてください。

8 ホールの施設概要について

図面等が必要な場合はホール職員にお問い合わせください。

Ⅱ 施設を使用するにあたってのお願い等

1 定員について

- (1) 劇場形式の場合は624人で、平土間形式の場合は750人です。
- (2) 定員を超えての入場は、呉市火災予防条例により禁止されております。入場者数の把握は、主催者で行ってください。

2 飲食について

- (1) 劇場形式の場合は客席及び舞台では飲食禁止です。
- (2) 参加者及び関係者の昼食スペース等が必要な催物の場合は、主催者で施設（楽屋、主催者控室）の使用申請をしてください。

3 喫煙について

ホールをはじめ市役所敷地内は全て禁煙となっております。

4 火気等の使用や危険物の持ち込みについて

ホールへの届出及び消防署の許可なく火気等の使用はしないでください。また、危険物は持ち込まないでください。

5 営利活動等について

- (1) 営利活動でホールを利用される場合は、所定の「商品の広告、宣伝その他営利活動届書」を提出してください。
- (2) 催物におけるプログラム、CD、グッズ等の物品販売をされる場合にも「商品の広告、宣伝その他営利活動届書」を提出してください。

6 ピアノの調律および移動について

- (1) ピアノの調律は使用時間内に調律師により行ってください。
- (2) スタインウェイをご利用の場合は必ず調律を行ってください。
なお、スタインウェイは保守管理者以外の調律師による調律の場合は、保守管理者の立会（有料）が必要です。詳しくは、ホール職員までお問い合わせください。
- (3) 中央の「ラ（A）」を442Hz以外のピッチに設定した場合は、使用時間内に戻し調律の必要があります。また、その費用は、主催者負担となります。
- (4) ピアノを移動する際は、ホール職員又は舞台管理技術者の立会いが必要です。

7 原状復帰について

- (1) 施設の使用終了後は、施設及び設備等を原状復帰し、必ず事務室に申し出てホール職員の点検を受けてください。
- (2) 施設・設備・備品等を棄損または滅失したときは、速やかにホール職員までご報告ください。原状復帰に必要な費用をご負担いただく場合があります。

8 特別な設備の設置について

特別な設備を設置し、又は使用するときは、必ず許可を受けてください。

9 使用不可物について

- (1) スモークマシンは使用できますが、水溶性タイプに限ります。ただし、事前に申請が必要です。
- (2) 舞台会場等に釘やがびょう等の使用については、指定のもの以外の使用はできません。テープ等（養生テープ等）は粘着力の弱いものは使用できますが、粘着力の強いもの（跡が残るほどのもの）は使用できません。

10 使用者の遵守事項について

- (1) 定員（劇場形式は624人、平土間形式は750人）を超えて入場させないこと。
- (2) 入場者の安全確保の措置を講じること。非常口等の確認を周知徹底し、特にご高齢の方や小さなお子様は、けがの危険もありますので注意してください。
- (3) 入場者に次の事項を守らせること。（使用者自身も守らなければなりません。）
 - ① 他の入場者や他施設の使用者に迷惑をかけないこと。ホワイエやエレベーター回り等では特に静かにしてください。
 - ② 危険物等を持ち込まないこと。
 - ③ 所定の場所以外でジュース、ガム、菓子等の飲食、喫煙及び火気の使用をしないこと。
 - ④ 場内の美観及び清潔さを保つこと。
 - ⑤ 所定の場所以外に出入りしないこと。
 - ⑥ 施設等を損傷し、又は汚すおそれがある行為をしないこと。
 - ⑦ 許可を受けずに広告類を掲示し、若しくは配布し又は物品の展示その他これらに類する行為をしないこと。
 - ⑧ 以上のほか、管理運営上の必要からホール職員が行う指示又は指導に従うこと。
※特に重要な事項については、入場券、プログラム等に刷り込んでください。また、開演前、休憩中等に場内放送により充分徹底させてください。
- (4) ごみは、使用者が責任を持ってお持ち帰りください。
- (5) その他、管理上支障があると認める行為はしないこと。

11 その他

- (1) 管理上必要に応じて、ホール職員が指導・助言や立ち入り調査をすることがあります。
- (2) 許可を受けた施設や所定の場所以外に立ち入らないでください。
- (3) 壁、柱、ガラス等に貼り紙をしたり釘類を打ったりしないでください。看板等が必要な場合は、ホール職員までお問い合わせください。
- (4) 看板、受付等の設置は、点字ブロックの付近や、消火設備、防火シャッターを避け、非常口・通路・階段等をふさがないようにご注意ください。
- (5) 募金活動を行うときは、所定の「募金活動届書」を提出してください。
 - ① 募金の趣旨や目的、寄付先を来館者に明示してください。
 - ② ホール客席内での募金活動は原則禁止します。
 - ③ 募金は任意で行うものとし、強引な勧誘などは厳に慎んでください。
 - ④ 募金活動終了後、募金金額をホール事務室に報告してください。
 - ⑤ 当該行為又はその結果により生じる紛争等は使用者がすべてを処理し、当ホールは一切責任を負わないものとします。
- (6) 身体障害者補助犬以外の動物を持ち込まないでください。
- (7) 騒音や怒声を発する、又は暴力を用いる等、他のお客様に迷惑を及ぼす行為はしないでください。
- (8) ホールで催物を開催の際は、所定の「自衛防災班の編成について」をご提出ください。なお、通報、初期消火、避難誘導については、ホール職員よりご説明いたします。
- (9) 非常口の周知徹底および避難の際の注意喚起のため、ホールで催物を開催の際は、開場中に「事前放送 一般 避難施設の案内」の内容を必ずアナウンスしてください。

Ⅲ 催物開催までの準備について

1 宣伝物への施設名称等の使用について

- (1) チラシ・ポスター等の掲示依頼は、公演2か月前頃をお願いします。
- (2) ホールの施設名称、住所、電話番号等を周知に使用する場合は、主催者及び問い合わせ先と明確に区別したレイアウトとし、事前にホール職員による校正確認を受けてください。
(許可までに1週間程度のお時間をいただきます。)
- (3) ホールにチラシ・ポスターを置きたい場合はホール職員に申し出てください。なお、チラシの設置、ポスター掲示や撤去についてはホール職員にお任せいただきます。

2 人員の手配

- (1) ホールの管理と基本的な舞台操作以外は、主催者で舞台・照明・音響業者を手配してください。その費用は、主催者負担となります。
- (2) ピアノの調律は、主催者で手配してください。また、保守管理業者以外の調律師による調律の場合は、保守管理業者の立会いが必要です。その費用は主催者負担となります。
- (3) ホール専属のレセプションист (チケットもぎり係、客席案内係等) はおりません。レセプションистが必要な場合は主催者で手配してください。その費用は主催者負担となります。
- (4) 上記以外の人員につきましても必要に応じて主催者で手配し、費用を負担してください。

3 打合せ

ホールを利用するときは、利用当日の催物が安全かつ円滑に進行するように、ご使用1か月前までに舞台・照明・音響などについて詳細な打合せを舞台管理技術員と行ってください。打合せのない場合は当日の準備ができかねますので十分ご注意ください。

なお、打合せ日時については、ホール職員からご連絡し、調整させていただきます。

4 各種申請・届出などについて

- (1) 避難口誘導灯の消灯、スモークマシンの使用は事務室へ申請書を提出してください。
- (2) 火気(ローソク、タバコ、調理器具等)の使用及び危険物(燃料等)の持ち込みの場合は、事前に呉市西消防署への危険行為解除の申請や露店等の開設届出書が必要となる場合もありますので呉市西消防署にご相談ください。なお、承認ができましたら、写しをホール事務室に提出してください。

【呉市西消防署予防査察係】 呉市西中央3丁目1-9 TEL 0823-26-0336

- (3) 著作権の申請が必要な場合は事前に日本音楽著作権協会中国支部へ申請をしてください。

【日本音楽著作権協会中国支部】 広島市中区胡町4-2 1 TEL 082-249-6362

- (4) 食品を取り扱う場合は、事前に呉市保健所へご相談ください。

【呉市保健所生活衛生課】 呉市和庄1丁目2-1 3 TEL 0823-25-3536